

情報通信機器を用いた診療

・当医療センターはオンライン診療の適切な実施に関する指針に基づき、向精神薬における対応は以下のようになります。

オンライン診療は診察手段が限られることから診断や治療に必要な医学的情報を初診において得ることが困難であり、副作用のリスクを伴うものであるため、初診からのオンライン診療の場合には麻薬及び向精神薬の処方はいたしません。

歯科外来診療医療安全対策加算2

患者さんにとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ・自動体外式除細動器（AED）
- ・経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・血圧計
- ・救急蘇生セット

また、緊急時に円滑な対応が出来るよう、当医療センターの救急科と連携しています。

後発医薬品使用体制加算 1

当医療センターでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当医療センターでは、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

院内トリアージ実施料

当院では「院内トリアージ」を行っています。

「院内トリアージ」とは「治療を受けるまで、患者さんが安全にまつことができる時間を決定すること」と定義されています。

院内トリアージガイドラインに沿って、まず看護師が、症状を伺い緊急度と重症度の判断を行います。トリアージの結果、緊急性が高いと判断された方を優先して診察を行います。

そのため、受付順番通りにならない場合や、緊急性が低いと判断された場合は待ち時間が長くなることがあります。

ご心配なことなどがありましたら遠慮なくご相談ください。

当院は、厚生労働省が定める施設基準を満たした院内トリアージ実施施設です。夜間（18：00～翌8：00）または休日に受診された初診患者さんにおいて院内トリアージ実施料300点を加算させていただきます。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

外来腫瘍化学療法診療料 1

専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されており、急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制が確保されています。

また、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、少なくとも年1回開催されます。

コンタクトレンズ検査料1

(1)初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点+外来・在宅ベースアップ評価料（I）初診時6点の合計297点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は外来診療料76点+外来・在宅ベースアップ評価料（I）再診時2点の合計78点を算定いたします。

(2)コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

上記につきご不明な点をご相談ください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名（令和6年6月現在）

- ・福田 昌秀 眼科診療経験：20年
- ・松本 佳子 眼科診療経験：13年
- ・井之上 杏奈 眼科診療経験：5年

一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。そのため、当医療センターでは、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当医療センターでは、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。

一般名での処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

長期収載品にかかる選定療養費のお知らせ



令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品(後発医薬品の
ある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負
担額が発生します。

選定療養費の対象となる場合

- ・院内処方(入院患者は除く)
- ・院外処方

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・「長期収載品の選定療養」の範囲は、後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載
品、又は後発医薬品への置換率が50%を超える長期収載品が対象になります。
- ・注射剤も対象です。

対象から除外されるケース

- ・処方医が医療上の必要性があると判断した場合、在庫状況等により後発医薬品の提供が
困難な場合又はバイオ薬品に関しては選定療養の対象外となります。

自己負担額について

- ・選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4
分の1を薬剤料に変換した上で算定します。

※選定療養費は、保険給付ではない為、消費税が上乘せされます。

北播磨総合医療センター